

シンポジウム「風土記研究の未来を拓く」司会の記

谷口雅博

平成二十五年度のシンポジウムは、「風土記研究の未来を拓く」と題して十一月十六日（土）お茶の水女子大学で行われた。報告者はシンポジウム担当ではないが、司会を仰せつかった立場から以下に簡略ながら報告をさせていただく。

上代文学会では、上代文学会研究叢書（第二期）の一冊として、『風土記の表現——記録から文学へ——』（神田典城編）を、二〇〇九年七月に刊行している。これは叢書の刊行に向けて二〇〇四年五月から「風土記の可能性を考える会」として行われた分科会における発表を基盤として作られたものである。内容は論考編と資料編に分かれており、論考編では文献、文字・文体、説話研究という、文学研究のそれぞれの立場から「風土記」に取り組んだ論考を掲載

し、資料編では「風土記」研究の基礎資料として広く今後使えるものを目指して作成し、掲載した。二〇〇六年十一月に「風土記とはなにか 風土記から何が見えるか」というテーマでシンポジウムが行われたのは、まさにそういった企画が進行している最中のことであった。このような「風土記」研究への取り組みは、平成に入って以降の「風土記」への感心の高まり、各種テキストや研究書類の刊行という流れ、つまりそれまで「風土記」研究に専念してきた数少ない方々の熱意とその成果に後押しされるかたちで成り立ったものである。二〇〇六年のシンポジウムは、昭和六十年代から「風土記」を研究対象として取り組んできた橋本雅之氏、古事記研究において中心的な位置にいた青木周平氏、「日本書」作成という大きな構想のもとに『日本書紀』『風土記』を位置づける三浦佑之氏の三名によつ

て行われた。橋本氏は「風土記」の文章・文体の検討から「風土記」説話及び文章の持つ雑多な性格・多様性について説き、三浦氏は〈史書〉史の構想の一環として複層的に存在するヤマトタケル説話について論じ、青木氏は「風土記」特有の天皇観を探ることで記紀と「風土記」との相違を明確に論じた。上代文学研究の世界において勢いのある方々の発表であったこともあるが、いずれも、個別具体的な対象を扱いながら、スケールの大きなところへと繋がっていく問題を提示された。

今回は、それからまだ七年しか経っていない段階で再び「風土記」をテーマとすることとなった。報告者は企画段階から携わっているわけではないのだが、テーマ選定の一番の理由は、二〇一三年が「風土記」撰進の官命が出されたから一三〇〇年の記念の年にあたる故であったろう。加えて、平成以降の「風土記」研究の隆盛をより確かなものにしていこうという意図もあるろう。ただ、一三〇〇年ということで言えば、前年の『古事記』撰録一三〇〇年に比べて、世間的な盛り上がりには欠けていたと言わざるを得ない。一般の方々への浸透度、注目度は、残念ながらあまり高くなかったようだ。また、「風土記」の場合は一三〇〇年と言っても、『続日本紀』に見える「風土記」撰進に関わる記事のある「和銅六年五月二日」から一三〇〇年目と

いうことであって、各国「風土記」の成立年次がわからない以上、一三〇〇年といってもあまり記念という感じがしないということもあるろう。唯一成立年次の分かっている『出雲国風土記』（七三三年）ならば、一三〇〇年目に当たるのは、二〇三三年ということになる。また、二〇一三年は二〇年に一度の伊勢神宮の式年遷宮と、六〇年に一度の出雲大社の式年遷宮とが重なった年でもあり、そちらの方につきり話題をさらわれたということもあつたらう。

前置きが長くなってしまったが、まず今回のシンポジウムのパネリスト及び講演題目を紹介する。

日御碕本『出雲国風土記』から『出雲風土記抄』へ

——捨仮名の本文化に見る写本系統の再検討——

亜細亜大学講師 伊藤 剣

『播磨国風土記』の古代性

——地名起源譚成立についての一考察——

二松学舎大学非常勤講師 森 陽香

風土記をいかに「研究」するか

——本文研究、研究史の視座から——

千葉大学准教授 兼岡理恵

シンポジウムのテーマ「未来を拓く」と連動して、三名とも若い研究者が選ばれている。会員向けの案内には、

「学会の未来を担う若手研究者たちによる活発な議論を期待したい」とある。従ってこのシンポジウムは、これから学会の中心となっていくべき若手研究者が、対象である「風土記」と、主体である自分達の可能性を考えるということになるか。

さて、今回はこの三人のパネリストに加えて、お二人のコメントーターをお呼びした。これはシンポジウムが今のような形で行われるようになってから初めての試みであると聞いている。お呼びしたのは、三重大学名誉教授の廣岡義隆氏、駒澤大学教授の瀧音能之氏である。風土記研究に対して数多くの実績のある方々を加え、パネリストの発表内容に関するコメントをいただいで、より充実した議論へと展開して貰うための指針を得ようとのことであったと思われる。

進行は、三氏の発表とそれに対するコメントーターからのコメント、コメントーターへの応答、発表者同士の質疑応答、会場からの質問とそれに対する返答という順で行われた。本来ならば、質疑応答なども含めて報告書としてまとめなければならないところだが、当日は司会進行で手一杯で、それぞれの話の内容や相互のやりとりを記録しておく余裕もなく、下手に文章化すれば曲解・誤解を招く危険が高いので、ここではパネリストの発表を簡単に紹介して

感想を述べるに留めておきたい。

発表タイトルでもわかる通り、今回は『出雲国風土記』と『播磨国風土記』を取り上げる形となった。伊藤剣氏の発表は、従来別系統に属するとされてきた日御碕本と出雲風土記抄本との関係の見直しをはかるものである。日御碕本は細川家本の系統に属し、中央系・再脱本系などと称されるのに対し、出雲風土記抄本は出雲系・補訂本系に属するものとされ、分けて考えられてきた。しかし伊藤氏は、出雲風土記抄本における島根郡不在神祇官社条に記された三十五の社の数が、日御碕本の神社数分注「卅五」に合わせて補訂されたものであると見られる点、また、日御碕本の方位を示す文字に付された捨仮名「方」が、出雲風土記抄本で本文化している例がある点などから、日御碕本から出雲風土記抄本へという写本の流れが考えられるのではないかと提案する。伊藤氏の論は、「風土記」研究の未来へ向けて、写本の整理という基礎的な作業の徹底が必要不可欠であるということを示唆するものであるが、同時にそれは、古典作品の、成立から現在に至る間の変容のありようを考えるものでもあり、出雲風土記抄本の成立とも関わって、出雲における『出雲国風土記』の継承・研究の足跡をたどる作業でもある。しかし、「方」字の部分を見てもただ「方」のみが出雲風土記抄本に取り入れられているわけ

ではなく、前後に日御碕本にはない字が加えられている例もあるようなので、そのあたりはより慎重に見る必要があるのではないか。また、基礎的作業であるからこそ、出雲風土記抄本自体の諸本の検討や、他の出雲に存する写本との比較校合などが今後必要となるであろう。

森陽香氏の論は、まず小野田光雄氏が『播磨国風土記』の成立に関して唱えた三分類説を再検討し、記事の形式面からは小野田説の三分類説は妥当であるとしながらも、内容面においては分類出来ない旨を確認する。そのことから、『播磨国風土記』の記事、主として伝説の内容は、編纂時に改変を受けたり新たに創作されたりしたもの等ではなく、『風土記』成立以前から伝わっていた古い内容を記述したものが多くと結論付ける。加えて、地名起源記事の標目地名と説話内容とのズレについて、木簡資料等を交えて検証し、標目地名は「風土記」編纂に近い時期に改められた新しい表記であるのに対し、地名起源譚の内容は古い地名表記と結びついた内容を有していることから、やはり『播磨国風土記』の伝説には古い内容を記述したものが多くと結論付ける。従ってここで言う古代性とは、「風土記」成立以前に遡るものを言う。

標目地名表記と説話内地名表記（説話末尾の表記）との関係は、確かに興味深いものがある。報告者も以前『出雲

国風土記』で考えたことがあるが、『出雲国風土記』の場合には官命によって神龜三年（七二六）に郷名を改めたことが記されており、新旧両方の地名表記が示されるものが多い。その地名由来を見ると、由来の意味内容が新地名の表記と結びつくものがいくつも見出され、これらは「風土記」編纂の過程において新たに考案された説話である可能性があるのであるかと思えた。しかし、考えようによっては、説話内容に合わせて地名表記を改めた（より古伝承に沿った表記を採用した）と見ることも可能であり、なかなか論証が難しい問題である。古い表記を知り、その示す意味を知っている者であるならば、それに合わせて説話を改変・修正するということもあり得るかも知れない。他の風土記も含めて更に検討を要する問題であろう。

兼岡理恵氏は、「風土記」研究の問題点としてまず写本残存状況の悪さについて述べ、続いて近世に始まる風土記研究を踏まえつつ、在地の研究者による研究の重要性を説く。兼岡氏は、風土記受容史をこれまで主として研究してきたが、それはこうした不安定なテキストのたどってきた道の空白を埋めていく作業でもあったと思われる。また今回、これも氏の受容史研究と関わるが、近世に始まる風土記注釈の跡をしっかりと検証し、今後の研究に生かしていくべきことを説く。風土記の場合、その土地のこと

(その土地の形状・歴史・文化・人々)を知らなければ、真の理解に近づくことが出来ない。それ故にこそ、その土地に根ざした学者が残した風土記の注釈書や地誌類が重要であると言ひ、それが例えば岸埼時照『出雲国風土記鈔』、渡部彝『出雲神社巡拝記』、平野庸脩『播磨鏡』、岡平保『播磨風土記考』等々である、と説く。

三氏の発表は、成立時の「風土記」から現在の「風土記」へと至る、所謂成立と継承・受容の問題を抱えたものであると言へる。各国の「風土記」が何時誰によつてどのように成立し、どのように受け継がれて現在に至るのか、その間にはどのような変容を遂げてきたのか、またはどの程度原型を留めているのか。兼岡氏の報告にあつたように、「古風土記」と呼ばれているものは総じて写本状況には恵まれていない。『播磨国風土記』は平安朝の写本(三条西家本)を残すが、他に写本は存在しない。『出雲国風土記』で書写年代の明確なものは、細川家本(一五九七年)であり、同時代のものとして倉野家本が存在するが、それ以前に遡りうる写本は現存しない。『豊後国風土記』は冷泉家時雨亭文庫本が鎌倉時代で一二世紀末頃、『肥前国風土記』は猪熊本が南北朝以前の一四世紀初めの書写とされる。『常陸国風土記』に至つては書写年代が明確なのは十七世

紀末の松下見林本(一六九三年)で、武田祐吉田蔵本はそれ以前と見られるが、加賀前田家本を祖本とする彰考館本(共に現存せず)を忠実に模写したとされることから底本として使用されることの多い菅政友本は、一八六二年の写である。従つて古い順に見ると播磨、豊後、肥前、出雲、常陸ということになる。播磨が最も原典に近いということになるが、しかしこの本は非常に乱れが多く、そのままでは文章が通らない箇所が多い。巻首と巻末も欠いている。また『播磨国風土記』は未精選であり、完成にまで到つていないのではないかという見方もあるなど、扱いが難しい典籍となつてゐる。しかしながら編者が整理し、完成させる前の状態であるならば、古伝承の類を収集したそのままの姿が残されている、つまりは「古代性」を豊富に残しているという可能性もあるということになる。但し、写本が一本しかないという関係上、テキストを巡る状況は渾沌とされている面もある(後述)。

要するに各国「風土記」は、青木周平氏が言う「中世の壁」をなかなか越えられないテキストである(「中世から近世にかけての風土記受容史の一斑」『風土記の表現——記録から文学へ——』前掲)。無条件に古代のテキストとして認定し得ないのである。従つて、森氏の発表タイトルを借りて「古代性」という言葉を使うならば、「風土記」に

古代性が認められるのか否か（奈良時代の文献として読めるのか否か）がまず大問題なのであり、その上で「風土記」の記事内容に「風土記」時代以前の「古代性」があるかどうかを検討されるという、二つの「古代性」が問題となるのである。

「風土記」のテキストを巡る状況を、『播磨国風土記』飾磨郡安相里の説話を例にとつて考えてみたい。三条西家本は以下のようになっている（説明の便宜上、本文に①～⑩の番号を付す）。

安相里「長畝川」土中々①右所以安相里者②品太天皇
従但馬巡之時③遂道不撤御削④故号陰山前⑤仍国造豊
忍別命被彖名⑥余時但馬国造阿朝尼命申給依此枚罪⑦
即奉塩代塩田并千代有名⑧塩代田飼但馬国朝来人到来
居⑨於此處故号安相里⑩「本名沙部云後里名依改字二
字注為安相里」（※「朝」は後文によれば、元は「胡」
であったと見られる）

右の安相里の記事は、末尾の分注記事のところにある地名二字表記に関する記述が良く取り上げられるものである。この記事の安相里は比定地が諸説あつて定まらず、訓について、「アサガ・アサグ・アサコ」などあつて定まっていない。そして何よりも文脈把握が難しい説話である。い

まいくつかのテキストで、③④⑤の箇所を訓読文と本文を挙げてみる。

【『標注播磨風土記』敷田年治】

③道を縁ミりて御冠ミカガを撤スきたまはず。④故、陰山前カゲヤマゼキと號イふ。⑤仍カれ、國造豊忍別トヨニビの命。罪の名を蒙カガられき。
〔③縁道不撤御冠④故號陰山前⑤仍國造豊忍別命被蒙
罪名〕

【『日本古典文学大系』秋本吉郎】

③道ミチすがら、御冠ミカガを撤メしたまはざりき。④故、陰山カゲヤマの前サキと號ナツく。⑤仍ナりて、國造豊忍別命トヨニビノミコト、名を剝ハキられき。
〔③縁道不撤御冠④故號陰山前⑤仍國造豊忍別命被剝
名〕

【『日本古典文学全集』久松潜一】

③縁道ミチノサカ、御削ミカゲを撤メしたまはざりき。④故、陰山カゲヤマの前サキと號ナツく。⑤仍ナち、國造豊忍別命トヨニビノミコトは、彖名カガフを被カりき。
〔③縁道不撤御削④故號陰山前⑤仍國造豊忍別命被彖
名〕

【『新編日本古典文学全集』植垣節也】

③道に縁ソひて御削ミサヤを撤シよルたまはざりき。⑤仍ナりて國の造、豊忍別トヨニビの命、名を被カ蒙ムる。④故、陰カゲの山前ヤマゼキと号ナツく。〔③縁道不撤御削⑤仍國造豊忍別命被蒙名④故号陰山前〕

【山川出版社『播磨国風土記』沖森卓也・佐藤信・矢

嶋泉

みちのどり

③縁道に御削を徴したまはざりき。④故、陰山前と号く。⑤仍りて、国造豊忍別命、蒙の名を被らむ

ときき。〔③縁道不徴御削④故号陰山前⑤仍国造豊忍

別命被蒙名〕

③「不徴御削」については標注が「御冠を撤ぎたまはず」とするのに対して大系本が「御冠を撤したまはざりき」としており、共に「削」を「冠」に変えるが、「脱がない」と「召さない」とで対立している。全書は「御削を撤したまはざりき」で文字は三条西家本に従うが、頭注を見る限り「不明」としながらも意味的には「冠」に拠っている。これに対して新編全集では「御削を徴したまはざりき」と訓んで、国境で御刀の鞘を地に突き立てて占有のみしるしを示されなかった、と解している。山川出版社も「御削を徴したまはざりき」とする。なお、新編全集の場合、「冠」から「陰」へという由来譚が成り立たない故、④と⑤とを入れ換え、⑤の「名を被蒙る」から「陰の山」へと繋げている。その④の末尾、三条西家本には「被蒙名」と見えるが、それぞれ「被蒙罪名」（標注）、「被剝名」（大系）、「被蒙名」（全書）、「被蒙名」（新編）、「被蒙名」（山川出版社）とする。標注は「罪」字を補う。大

系は「蒙」を「剝」に改め、名を剝奪されるという意にとり、新編全集は前述の通り「蒙」を採用して「カガフル」と訓む。可能な限り底本に従う方針の山川出版社は「蒙」とし、『類聚名義抄』（観智院本）に「養家カヘルキノコ」とあるところから「飼畜の民の意か」とする。つまり罪によって卑賤の身に墮とされようとしたという解釈であろう。巡行の際に天皇が「冠」を召さなかったのか、脱がなかったのか、若しくは「削」を立てなかったのか、で説話内容が大きく異なる。「冠」説は同じ『播磨国風土記』内の神崎郡陰山里・託賀郡法太里甕坂の話などを参考とし、「削」立ての説は、「風土記」に良く見られる土地占有・境界標示の杖立ての一例として捉えようとする。またそれによって国造豊忍別命が「名」を剝ぎ取られたのか、汚名を着せられたのかで解釈が変わる。要するにこの説話は、三条西家本という唯一の本文から、複数のテキスト、複数の説話が生み出されているのである。この説話を何らかの検討対象や用例として扱う場合、例えば秋本本風土記を使うのか、植垣本風土記を使うのかによって別の説話を扱う程の相違が生じることになる。「風土記」にはこうした問題を抱えた説話・神話が無数に存在している。一口に「風土記」にはこれこれという話があるとは言えないのである。従って、まずは各記事の本文校訂が不可欠となり、それを経な

ければ「風土記」の古代性には近づけない。

やはり基本的には抛り所となるべき写本に従ってまずは解釈するところから始めるしかないであろう。誤脱や不備があることは予想されるものの、三条西家本から導けることとして、大枠としてはこれが安相里の里名由来の話であること、品太天皇が但馬から播磨へ巡行した際の出来事が陰山前の名の由来となっていること、その出来事に関わって、国造豊忍別命と、但馬国造阿胡尼命が、一方は「被蒙名」、また一方は「有名」という状況になったこと、但馬国造の方の話の関わりで、但馬国朝来人が到来し、それが安相里の名の由来となったこと、であろう。豊忍別命の方は単に「国造」とあるのだから、こちらは播磨国造と判断し得る。播磨国造と但馬国造とが天皇の巡行に何らかの関わりを持ち、両者が対比的に描かれているということなのではないか。飾磨郡末の飾磨の御宅の由来譚では、仁徳朝に、意伎・出雲・伯耆・因幡・但馬の五国の国造が罪に問われ、播磨国に連れてきて田を作らせるといふ話が見えるが、天皇と国造との関わりや田作との関わりも含め、合わせ考えるべき点があるかも知れない。いずれにせよ、特定のテキストによって読むことの危険性は十分に承知しておかなければなるまい。テキストによっては文字をかなり意図によって改めているし、説話の掲載順を入れ替えている場

合も少なくない。これらもまずは底本と定めたものを基準として読んでみるべきであろう。

そうした問題を抱えつつ、しかし、やはり何と言つても古代説話としての「風土記」研究は魅力的である。個人的な興味で言えば、各風土記の編纂時における編者による表現上の、または構成・記事配列上の意識について考えたいし、地名起源記事についても、地名表記と記事内容との関係について検討の余地が多分に残されている。アイヌ語地名と文字表記の関係なども含めて考えると、更に論じられる点も出てくるかも知れない。文献としての限界を認識しつつも、やはりその内容の検討も平行して行つていかないと、豊かな研究成果は得られないのではないかというのが正直な感想だ。先の安相里の話も、本文が確定出来ないから検討対象とならない、という考えもあるかも知れないが、しかしこの話は『播磨国風土記』に多く見られる品太天皇伝承を考える際の要となる可能性を秘めており（飯泉健司「品太天皇巡行伝承考——安相里伝承を中心に——『古事記年報』三十七号、平成七年一月による）、『倭名類聚抄』等に見えない「安相里」の位置付けを考える重要な面が土地との関わりにおいて存在するし（垣内章「播磨国飾磨郡安相里考」『風土記研究』一二十四号、平成十一年六月など）、古代播磨国の塩作りとも関わる話である（山本三郎「播磨の

塩作り」『風土記の考古学②播磨国風土記の巻』同成社、一九九四年八月参照)。基本となる本文・訓読文研究がしっかり行われなければならないのは当然のことながら、このように説話研究・伝承学・地理・考古学等他方面の研究分野に情報を提示し、検討対象となり得るのが「風土記」研究の魅力であるし、今後益々諸分野間の総合研究・共同研究が必要となってくるであろう。

上代文学研究における「風土記」研究の未来という点に話を戻せば、今回の発表のうち、伊藤氏・兼岡氏の発表は、「風土記」というテキストの持つ古代性を保証するための手続きとして必要なものであり、また森氏の発表は「風土記」内部に残された古代性を発掘しようという試みであり、いずれも今後の課題として検討され続けなければならないテーマであった。

さて、ここで今回初めて試みられたコメントーター制について触れておきたい。三人の発表が終わった後で、瀧音能之氏・廣岡義隆氏にそれぞれコメントをいただいた。お二人とも森氏の発表には興味を引かれるといわれた上で、瀧音氏は、都から近い播磨という土地の特性から『播磨国風土記』には新しい要素があるのではないかと言われ、廣岡氏は『播磨国風土記』の資料性の問題について（未精選

説とも絡めて）、その扱いの難しさについて述べられた。また、瀧音氏は、伊藤氏・兼岡氏の発表に、主として『出雲国風土記』研究に携わる立場から写本や在地の研究について述べられた。氏は出雲の古代史研究の立場から『出雲国風土記』の研究成果を精力的に発表し続けておられる。廣岡氏は、自ら『出雲国風土記』仁多郡三澤郷の本文校訂と、文体の特質、特に会話引用文の特質について報告され、風土記研究の在り方について具体的に示された。氏は兼岡氏の発表でも触れられたように、釈日本紀や万葉集註釈、そして塵袋などに記された風土記逸文を有効活用することで風土記本文の姿に迫っていけると論じられており、今後の風土記研究に向けての指針を示されている。なお、今回お二人の先生にもシンポジウム特集へのご寄稿ということで執筆をお願いし、ご了解くださった（瀧音氏の原稿は次号掲載予定）。

さて、このようにコメントーターの先生方からは有意義な発言をいただき、論考もお寄せ戴くことになったわけだが、やはり初めての試みということで、今後に向けて考えるべき点は多かつたように思う。それは「若手研究者」という括りでパネリストを選んだことも連動している問題である。学会の活性化・学問の活性化を目指すという意味では出来るだけ多くの人に参加して貰いたいという意識が

働く。また、次世代の研究を担う人材を育て、未来のために若い人達に多く関心を持つて貰いたいという意識も働いている。様々な意図による試みであったとは思うのだが、少々過剰配慮があったかも知れない。若手であれなんであれ（そもそも「若手」という括りは曖昧なものだ。私も七十代以上の先生方から若手と言われているし、そういう自覚もある）、例年通りパネリストのみの形でシンポジウムを行ってみるといのもひとつの方法ではあつたらう。また、せっかくコメントーターをお願いするのであれば、パネリストとの応答の時間ももっと多くあつても良かったかも知れない。全体の設定時間も含めて、今後に向けて検討の余地があろう。